

瀬戸市高齢者等住宅用火災警報器

購入費用を
一部補助します

住警器購入費用(消費税含)の
2分の1の額

※上限5,000円

対象者(すべてを満たす方)

- 瀬戸市に居住していること。
- 高齢者(満65歳以上)若しくは障害者手帳の交付を受けている方(障害の種類は原則として火災発生の感知及び避難が困難な障害に限ります。)
- 過去に同一の補助金を受けていない方

対象製品

- 日本消防検定協会の合格表示のある新品の住宅用火災警報器(煙式)



補助金額

- 住警器購入費用(消費税含)の2分の1の額(100円未満切り捨て、上限5,000円、ポイント利用分は除く)
※予算が上限に達した場合は、期間中であっても補助は終了となります。

対象期間

- 購入期間：令和8年4月1日から令和9年3月15日まで
 - 申請期間：令和8年4月1日から令和9年3月15日まで
- ※郵送の場合は、令和9年3月15日消印有効。
但し書類に不備がある場合は受付できなくなりますので、必ず事前にご相談ください。

お問い合わせ先(申請窓口)

瀬戸市消防本部 予防課 予防広報係
電話：0561-85-0479



瀬戸市高齢者等住宅用火災警報器購入費補助金

住宅用火災警報器の必要性

高齢者等の住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の購入に要する経費の一部を補助することにより、住警器の普及を推進し、住宅火災による被害の軽減を図るものです。国の調査では住警器を設置した場合、設置していない場合に比べ、死者数、損害額、焼損面積が概ね半減すると言われています。

対象者（すべてを満たす方）

- ・ 瀬戸市に居住していること
- ・ 高齢者（満65歳以上）若しくは障害者手帳の交付を受けている方（障害の種類は原則として火災発生の感知及び避難が困難な障害に限ります）。
- ・ 過去に同一の補助金を受けていない方

対象製品

- ・ 日本消防検定協会の合格表示のある新品の住宅用火災警報器（煙式）



補助金額

- ・ 住警器購入費用（消費税含）の2分の1の額（100円未満切り捨て、上限5,000円、ポイント利用分は除く）
※予算が上限に達した場合は、期間中であっても補助は終了となります。
- ・ 補助金の交付は対象者が居住する世帯につき1回限りとなります。

申請方法

- ・ 要件を満たすことをご確認の上、必要書類を消防本部予防課に提出してください。
※受付は平日の開庁時間内となりますのでご注意ください。

必要書類

- ・ 交付申請書兼誓約書兼実績報告書（消防本部予防課又は市ホームページで取得してください。）
- ・ 住警器を購入した際の領収書等の写し（申請者の氏名、領収日、領収金額、購入相手先、購入品名が記載された領収証）
- ・ 補助対象者を証明できる書類等の写し
- ・ 振込先銀行口座通帳等の写し（申請者名義の通帳口座）

対象期間

- ・ 購入期間：令和8年4月1日から令和9年3月15日まで
- ・ 申請期間：令和8年4月1日から令和9年3月15日まで

※郵送の場合は、令和9年3月15日消印有効。

但し書類に不備がある場合は受付できなくなりますので、必ず事前にご相談ください。

